

第3章 福島県浜通り地方流域水循環計画の取組内容

3.1 福島県浜通り地方流域水循環計画のねらい・目標

浜通り地方は海に面しており、地域の川が森林と海をつなぎ、アユやサケの遡上を見ることができると、森も川も里も街も海も一体となった水循環を身近に実感できる環境にあります。

夏井川流域では、上流の田村市滝根町や小野町から、下流のいわき市において活動する水環境団体が連携し、水環境保全活動に取り組むとともに、流域住民が身近な水に関心を持ち、水質改善に取り組んでもらうことを目的として、一斉水質調査も実施しています。

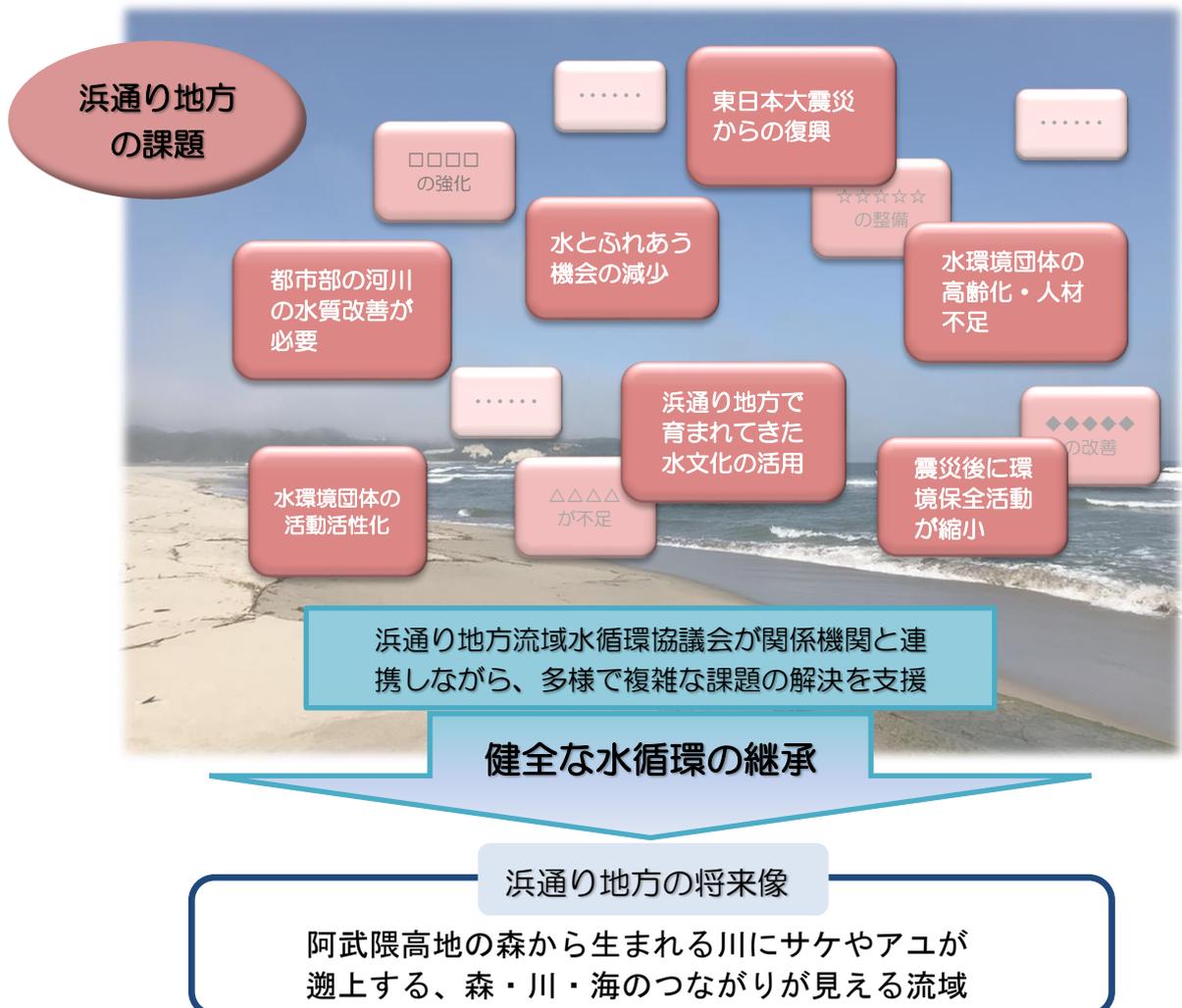
また、その他の河川においても、地域と行政の協働による河川の清掃、美化活動などが行われています。しかし、特に都市部の河川においては、依然として水質の改善が更に必要な状況が見られています。

また、除染等環境回復に向けた取組は進んでいるものの、平成29年度県政世論調査において、「放射性物質による水や水生生物の汚染」に対し、約5割の方が不安を抱えており、水との触れ合い方に対しても約3割の方が「水と触れ合う機会が減った」、「水に近寄りたくない」と回答しており、各流域の水環境団体についても活動の縮小や活動への参加者確保に苦慮している状況となっています。

さらに、中山間地域の過疎化や少子高齢化、原子力発電所事故等による避難の影響などにより、水に関わる祭事や伝統文化などの「水文化」の衰退が懸念されています。

このように、浜通り地方の各流域は、水に関わる多様で複雑な課題を抱えており、これらの課題を解決するには、流域に関わる様々な主体が課題を共有し、連携しながら同じ方向に向かって取組を進めていかなければなりません。

このため、浜通り地方流域水循環協議会では、「福島県浜通り地方流域水循環計画」に基づき、これらの課題の解決に向けて、関係機関と連携しながら健全な水循環の回復とそれを継承する活動に取り組み、浜通り地方の将来像の実現を目指します。



3.2 福島県浜通り地方流域水循環計画の計画期間

本計画の期間は、2019年から2023年までの5か年とします。

なお、この計画は、各地方における水循環に関する課題を把握し、適時計画の見直しを図っていくこととします。

3.3 福島県浜通り地方流域水循環計画の重点施策

浜通り地方の課題解決に向けて、浜通り地方流域水循環協議会は、以下の施策に重点的に取り組むとともに、様々な活動を通じて、水への関心と理解を深め、水を大切に守り育てる意識の向上を目指します。

特に、東日本大震災以降中断もしくは縮小されている水環境団体の活動を、震災以前の状況に回復させることを優先的に取り組んでまいります。

① 都市部の河川の水質改善

浜通り地方では、都市部の河川において、水質の改善が必要な状況が見られているため、流域内の上流から下流までの活動団体が連携した水質改善に向けた取組や、地域と行政の協働による河川の清掃、美化活動などが行われています。これらの活動をさらに広げていくため、地域住民や水環境団体等による活動の連携や交流を支援します。

② 森・川・海を育む人づくり・地域づくり

浜通り地方は、森・川・海に恵まれた豊かな水環境を有していますが、平成29年度県政世論調査において、約3割以上の方が「水と触れあう機会が減った」、「水に近寄りたくない」と回答するなど、水辺における活動が縮小している状況にあります。このため、身近な水への関心と意識を高めるなどして、水環境保全活動への参加を促進するとともに、地域の豊かな水資源を十分に活用しながら、地域を元気にする取組を支援します。

③ 水環境団体の取組支援とその活性化～人が集う豊かな水辺空間に向けて～

浜通り地方の各流域では、水環境団体による様々な活動が行われていますが、県政世論調査の結果によると、浜通り地方は他の地方よりも水に関する放射性物質について不安を感じる割合が多いことから、その活動が縮小するなどの課題を抱えています。このため、放射性物質に関する情報発信を行うとともに、水環境団体の人材確保や情報発信を支援し、活動の活性化につなげていきます。

④ 浜通り地方の水文化の継承

浜通り地方では、水に関わる祭事や伝統工芸などが各地に残されておりますが、これらの「水文化」は、中山間地域の過疎化や少子高齢化の影響や、原子力発電所事故等による避難の影響などにより、伝統文化の担い手が減少し、衰退が懸念されています。このため、地域の水文化を流域の魅力として十分に活用しながら、将来に継承していく取組を支援します。

⑤ 水循環施策の窓口機能強化

浜通り地方の各流域が抱える水環境の問題は多様化、複雑化しており、流域に関わる様々な主体が課題を共有し、連携しながら一緒に取り組んでいくことが求められています。そのため、関係団体が直面している課題について知恵を出し合いながら解決していくため、浜通り地方流域水循環協議会が総合調整機能を果たします。

3.4 福島県浜通り地方流域水循環計画の実施範囲

浜通り地方は、二級河川の水系で構成される区域で浜通り地方を構成する行政区域と概ね重なり、一部の二級河川では、中通り地方にもまたがっています。

このため、浜通り地方流域水循環計画は、本県の地理的特徴を踏まえ、流域単位にこだわらず、浜通り地方を基本としつつも、他の地方にまたがった水系については、より効果的に計画の実現を図るため、関連する他地方と連携して取り組んでいきます。

3.5 福島県浜通り地方流域水循環計画の取組方針

(1) 取組の基本方針

3.1 で示した浜通り地方における将来像の実現に向けて本計画を進めるため、取組方針を以下に示します。

① 様々な主体との連携

浜通り地方流域水循環協議会では、浜通り地方における様々な取組について構成員による地域間・流域間の情報交換を促し、地域住民や市民団体、事業者、教育・研究機関、行政などの各主体との連携を図ります。

また、将来的には、本計画に基づく連携による総合的な取組を他地方に発信することで県内全域における取組の活性化を図ります。

② 各種計画との連携

各団体が主体性を持ち、施策の方向を反映した水に関する県や浜通り地方各市町村の関連する法定計画を含む各種計画と連携しながら取組を行うとともに、県や市町村も各種団体と連携して総合的に取組を展開します。

③ 情報発信

地域住民一人一人が計画の理念を共有して水についての理解を深めることが重要であることから、本計画について浜通り地方流域水循環協議会では、積極的に情報発信を行います。

